

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、拳証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>保護開始決定後に調査していることはないか。</p> <p>保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。</p> <p>ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>エ 要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用が優先されているか。</p> <p>(2) 病状把握の状況</p> <p>病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(3) 介護保険利用の把握状況</p> <p>要介護又は要支援の状態にあると考えられる要保護者について介護保険による介護サービスの受給状況の確認や要介護認定申請に係る助言及び指導が行われているか。</p> <p>(4) 扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者の存否の確認が行われているか。</p> <p>また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されているか。</p> <p>また、精神的な支援の可能性についても確認しているか。</p> <p>ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。</p> <p>エ 重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について調査されているか。</p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。</p> <p>カ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>キ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の<u>処遇援助</u>について町村との連携は十分図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p>	<p>1 権利、義務の周知徹底 被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。 また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。 また、資産の申告内容に変化はないか。 特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ 要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については毎月（収入が安定している場合は3ヵ月ごと）、就労困難と判断された被保護者については定期的に収入申告書が徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与明細書等挙証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</p> <p>（ア）収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。</p> <p>（イ）年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。</p> <p>（ウ）仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p>ウ 課税状況調査の実施状況</p> <p>毎年、全ケースの世帯員全員について、一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。</p> <p>また、その調査結果を決裁するなど適切に処理及び把握がなされているか。</p> <p>（3）年金等の受給資格の確認</p> <p>一定の年齢に達した者について、年金加入状況確認調書を活用するなど、老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>（4）扶養能力調査の実施</p> <p>扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深淺、過去の状況等を勘案の上、必要な者については、適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。</p> <p><u>（5）入院患者日用品費等給付</u></p> <p><u>入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>3 <u>処遇援助方針</u>の設定</p> <p>(1) <u>処遇援助方針</u>は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の<u>処遇援助方針</u>は、個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。</p> <p>(2) <u>処遇援助困難なケース</u>等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。</p> <p>(3) <u>処遇援助方針</u>は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しが行なわれているか。<u>(ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上)</u></p> <p>(4) <u>処遇援助方針</u>が、ケース記録に明記されているか。</p> <p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、ケースの実態、訪問調査活動の目的を達成するために考慮され策定されているか。</p> <p>また、訪問基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に基づき計画的に実施されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>5 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等によりの確に把握されているか。</p> <p>また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。</p> <p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p> <p><u>ア 稼働能力を活用しているか否かについては、</u></p> <p>①稼働能力</p> <p>②稼働能力を活用する意思</p> <p>③稼働能力を活用する就労の場</p> <p><u>があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。</u></p> <p><u>子イ</u> 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、<u>自立更生計画書、求職活動状況申告書</u>（毎月）の提出等の指導により積極的に行われているか。</p> <p><u>子ウ</u> 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳等で適切に把握されているか。</p> <p><u>子エ</u> 就労に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p><u>子オ</u> 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>オカ 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。</p> <p>キ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。</p> <p>また、<u>地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等から総合的に勘案し、稼働能力が活用されていない場合は、転職を含む増収指導が行われているか。</u></p> <p>カク 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯等要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか</p> <p>イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。</p> <p>オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況</p> <p>ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>イ 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>オ ひとり親世帯就労促進費による一時扶助の適用について、適切に行われているか。</p> <p>(4) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p><u>ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り、納付状況を把握するとともに、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付等の手続きをとることにより改善が図られているか。</u></p> <p>7 自立助長ケースの選定</p> <p>——自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 適正な保護の決定事務の確保</p>	<p><u>1 保護の開始</u> <u>保護の開始決定は、要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。</u></p> <p><u>2 保護の廃止</u> <u>(1) 辞退届による廃止</u> <u>ア 辞退届は、被保護者本人の真摯な意思によるものか。</u> <u>イ 被保護者本人から自立の目途を聴取するなど、廃止により急迫した状況に陥ることのないよう十分確認しているか。</u> <u>ウ 保護の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。</u> <u>(2) 指導指示違反による廃止</u> <u>ア 指導指示内容は被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるか。</u> <u>イ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。</u> <u>ウ 保護の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。</u> <u>(3) 保護の廃止後の助言指導及び連携</u> <u>保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険への加入等、必要な諸手続について助言指導がされているか。また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮がされているか。</u></p> <p><u>3 最低生活費の算定及び通知事務</u> 最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の変更等が行われた場合に、被保護者に対し通知されるとともに、必要な教示が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p>	<p>1 収入申告内容の確認等の状況</p> <p>(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。</p> <p>また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。</p> <p>(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置</p> <p>不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。</p> <p>また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策</p> <p>(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条ケースの発生原因が十分に把握、分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>(2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。</p>
<p>2 医療扶助の適正運営の確保</p>	<p>1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。</p> <p>特に、社会的入院を余儀なくされている入院患者について、要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、精神障害者退院促進事業を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>(3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>(4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>(2) 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検等が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。</p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。</p> <p>3 移送給付等の状況</p> <p>(1) 移送給付</p> <p>ア 移送給付の範囲は、<u>一般的給付については国民健康保険の例により申請に基づき行われてい</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>るか。</p> <p>また、<u>通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。例外的給付の場合は、福祉事務所管内の医療機関に限るもので、療養に必要な最小限度の回数に限り、傷病等の状態に応じて最も経済的な経路及び交通手段によって行われているか。</u></p> <p>イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。</p> <p>なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。</p> <p><u>イ 給付の決定は、一般的給付・例外的給付それぞれ被保護者から申請があった場合、内容を確認の上、行っているか。</u></p> <p>また、<u>例外的給付の場合は、主治医からの要否意見書の提出及びその内容に関する嘱託医協議や、必要に応じ検診命令を行い、</u></p> <p><u>① 病状等から徒歩又は電車・バスを利用して通院することが可能かどうか</u></p> <p><u>② 通院先の医療機関は、必要な医療の提供が可能な医療機関のうち最寄りの医療機関であるか</u></p> <p><u>について把握し、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関について決定しているか。</u></p> <p><u>なお、交通機関は地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討し、かつ最も経済的な経路・交通機関を福祉事務所において決定しているか。</u></p> <p>ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p><u>ウ 給付については、福祉事務所が決定した内容と日数、経路、交通機関が異なる場合の交通費を対象にしていないか。</u></p> <p><u>エ 身体障害者割引などの割引料金が活用されているか。</u></p> <p>(2) 入院患者日用品費等給付 入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>(3) <u>施術、治療材料給付</u> あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。 <u>また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討しているか。</u> なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難等、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限り行われているか。</p> <p>4 嘱託医等の配置及び活動状況 (1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。 (2) 医療扶助の要否及びケース処遇<u>援助</u>に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。 (3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況 医療の給付の要否、処遇<u>援助</u>方針の決定に当たって</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>は、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。</p> <p>特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。</p> <p>イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討が行われているか。</p> <p>ウ 人工透析医療を受けている者について、<u>原則</u>、自立支援医療により給付が優先されているか。</p> <p>7 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>(1) 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。</p> <p>(2) 頻回受診の判断が主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。</p> <p>(3) 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p> <p>8 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付状況</p> <p>(1) 医療扶助における例外的給付対象者台帳等が整備されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>3 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>(2) 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。</p> <p>(3) 例外的な給付の支給が適切に行われているか。</p> <p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。</p> <p>(2) 要介護認定が行われた場合は、居宅介護支援計画（ケアプラン）により要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。</p> <p>(3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に、要介護者等の居住地があるものが選定されているか。</p> <p>2 介護給付費の点検等</p> <p>介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。</p> <p>3 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。</p> <p>4 介護施設入所者基本生活費等給付</p> <p>介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>4 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置事務等の確保</p>	<p>5 本庁への技術的助言の要請状況 介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。 <u>特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等他法が介護扶助に優先して活用されているか。</u></p> <p>1 適正な入所措置事務は確保されているか。 (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。 (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。 (1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。 また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。 (2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。 また、その状況は記録として残されているか。 (3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。 また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p>